

令和 6 年 12 月 10 日

第 12 回
議 事 録

小国町農業委員会

令和6年第12回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年12月10日（火）午後1時30分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 206号室から209号室

3. 出席委員（農業委員8名 計8名）

| | | |
|-------------|------|--------------|
| 会 長 | | 石松 雄平 |
| 会長職務代理者 | 1番 | 穴井 英雄 |
| 委 員 | 2番 | 田代 カズヨ |
| | 3番 | 穴井 幸子 |
| | 4番 | 松野 英一 |
| | 5番 | 時松 達也 |
| | 6番 | 飯沼 由彦 |
| | 7番 | 時松 浩一郎 |
| 農地利用最適化推進委員 | 上田地区 | 河津 有隆 |
| 農地利用最適化推進委員 | 北里地区 | 木附 栄三、原山 義弘 |
| 農地利用最適化推進委員 | 西里地区 | 佐藤 三代司、佐藤 義昭 |

4. 欠席委員

松本和昭 推進委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第1号番号2 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号番号1 農地法第4条の規定による許可申請について

第5 議案第3号番号1 農地法第5条の規定による許可申請について

第6 議案第3号番号2 農地法第5条の規定による許可申請について

第7 議案第4号番号1 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について（所有権移転）

第8 議案第5号番号1 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積
～番号20 計画について（利用権貸借）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 穴井 徹（欠席）

事務局職員（係長） 波多野 裕

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から、令和6年第12回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。

 それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は石松会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、1番 穴井英雄委員、4番 松野英一委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 日程第2 議案第1号番号1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係長 議案書の1ページを開いてください。農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。令和6年12月10日提出。小国町農業委員会会長石松雄平代読です。

 議案第1号番号1です。農地の所在は、西里字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況、共に田、面積は、137㎡です。権利種別は、3条無償移転。譲り渡す者、譲り受ける者は記載の通りです。申請事由は、農業経営の規模拡大のためです。詳細は、タブレット端末の資料1をご覧ください。1ページが許可申請の写しです。下段に権利を移転しようとする契約の内容が記載されております。補足情報として、申請地は、譲り受ける者が以前から借り受けて耕作されていた農地になります。2ページに譲り受ける者の所有及び使用収益権を有する農地の状況が記載されています。自作地は、田が24,454㎡、畑が39,312㎡、合計

63,766 m²です。3 ページに作付け予定の作物と面積、その下の欄に農機具等の保有状況、権利を取得する者の農作業経験等の状況、世帯員等雇用している労働力、ページの一番下に権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離と移動時間が記載されています。4 ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。5 ページが6 番に周辺地域との関係の記載があります。6 ページ航空写真の位置図、7 ページに現地立会時の写真、8 ページが確認書になっております。農地法第3 条の許可要件は満たしています。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の松野英一委員から報告をお願いします。

4 番 この案件については、12 月4 日に私と佐藤三代司推進委員、佐藤義昭推進委員、事務局で現地を確認しました。
現地は、耕作がされている農地でした。すでに認定農業者の買い手の方が耕作されている状況です。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われれます。農業委員会の業務である担い手への集積活動に該当する案件であると思えます。以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(意見・質問なし)

議 長 それでは、採決いたします。議案第1 号番号1 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第1 号番号1 は原案の通り決定します。

議 長 日程第3 議案第1 号番号2 「農地法第3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 同じく議案書の1ページを開いてください。議案第1号番号2
です。農地の所在は、上田字〇〇、〇〇の2筆です。地目は、
〇〇が登記簿、現況、共に畑、〇〇が登記簿、現況、共に田で
す。面積は、上から380㎡、247㎡、合計面積627㎡です。権利
種別は、3条有償移転。譲り渡す者、譲り受ける者は記載の通り
です。申請事由は、農業経営の規模拡大のためです。土地の価
格は備考欄記載の通りです。詳細は、タブレット端末の資料1
の9ページからです。9ページが許可申請の写しです。下段に権
利を移転しようとする契約の内容が記載されております。10ペ
ージに譲り受ける者の所有及び使用収益権を有する農地の状況
が記載されています。自作地は、田が3,974㎡、畑が4,418㎡、
合計8,392㎡、貸付地は、田が2,729㎡です。11ページに作付
け予定の作物と面積、その下の欄に農機具等の保有状況、権利
を取得する者の農作業経験等の状況、世帯員等雇用している労
働力、ページが一番下に権利を取得する者の拠点から取得農地
までの距離と移動時間が記載されています。12ページが権利を
取得する世帯の農作業への従事状況です。13ページが6番に周
辺地域との関係の記載があります。14ページ航空写真の位置図、
赤枠の囲みが申請地です。畑の方は栗林となっており、そ
の南の方に田があるような状況です。15ページに現地立会時の
写真、16ページが確認書になっております。農地法第3条の許
可要件は満たしています。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の時松浩一郎委員
から報告をお願いします。

7 番 この案件については、12月4日に私と河津推進委員、松本推
進委員、事務局で現地を確認しました。

現地は、住宅に隣接する小規模な農地でした。今後は、譲り
受ける者が営農をされていくとのこと。この所有権移転に
より周辺の営農に支障となることはないと思われ。以上で
報告を終わります。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明
について、発言のある方は挙手願います。

1 番 なぜ旦那さんではなく奥さん名義で購入されるのでしょうか。

係 長 以前からこの方が農地の名義人になっております。3条の要件自体を見ると、個人ができるかどうかというよりも世帯で耕作ができるかどうかというところで判断しますので、名義が奥さんでも問題はないです。

議 長 それでは採決いたします。議案第1号番号2について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員挙手ですので、議案第1号番号2は原案の通り決定します。

議 長 日程第4 議案第2号番号1の「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の2ページを開いてください。農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。和6年12月10日提出。小国町農業委員会会長石松雄平代読です。

議案第2号 番号1です。農地の所在は、大字上田字〇〇の一部の1筆です。地目は、登記簿、現況共に畑。転用面積は、565.49㎡となります。申請人は記載の通りです。転用目的は、農家住宅です。備考欄に記載していますが、追認許可の申請となるため始末書が添付されています。住宅がすでに建っている状況となっています。詳細は、タブレット端末の資料1をご覧ください。17ページが許可申請書の写しです。18ページに転用計画が記載されており、木造住宅148㎡がすでに設置されています。その他倉庫等と合計し、転用面積が565.49㎡となります。19ページに始末書が添付されています。53年前に家を建て、現在で農地法の許可を得ずに住宅として利用していたことが記載されています。21ページが事業計画書です。事業の目的及び必要性の記載があります。被害防除計画については、申請者が責任をもって対応するとのことが記載されています。資金計画については、追認許可申請であるため計画はありません。21ページが航空写真上の位置図です。中央の赤い囲みが今回の申請

地です。22 ページが配置図です。23 ページが給排水計画図です。町水道より給水、排水については、合併浄化槽から隣接の側溝に排水となります。雨水は青矢印の方向に流れることとなります。24 ページが現地立会時の写真、25 ページが確認書です。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の時松浩一郎委員から報告をお願いします。

7 番 この案件については、12月4日に私と河津推進委員、松本推進委員、事務局で現地を確認しました。

現地は、すでに住宅として利用されている状態でした。昭和46年の約53年前に前所有者が許可を受けずに建築してしまったようです。この転用により周辺の営農には支障はないと思われれます。以上で報告を終わります。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

1 番 なぜこの時点で地目変更を申請するのですか。

係 長 今回地目変更するかというと次の議案5条の転用が関係しています。この4条と5条が隣接地かつ同じ地番になっていて、すでに住宅である箇所が田のままということは判明しました。違反転用の扱いを避けるために今回新たな住宅を建設すると共に追認許可申請を案内させていただきました。

5 番 今回の話を聞いていると、先に追認許可を終えてから5条申請した方が理想的ではないですか。

係 長 もちろん、段階を踏んで申請する方が望ましいと思いますが、ただお急ぎということもありまして、また過去にもこのような事例がありましたので、一括で審議にかけても問題ないと判断いたしました。

6 番 残りの面積は、農地として管理されますか。

係 長 4条と5条の申請地以外に残りの部分が農地として利用されている状況となっております。問題なく耕作されると伺っています。

議 長 それでは採決いたします。議案第2号番号1について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員挙手ですので、議案第2号番号1は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 日程第5 議案第3号番号1の「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の3ページを開いてください。農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和6年12月10日提出。小国町農業委員会会長石松雄平代読です。

議案第3号 番号1です。農地の所在は、大字上田字〇〇の一部の1筆です。地目は、登記簿、現況共に畑。転用面積は、330㎡となります。権利区分は所有権移転、申請人は記載の通りです。転用目的は、一般個人住宅です。一般個人住宅、駐車場などが設置される計画です。詳細は、タブレット端末の資料1をご覧ください。26ページが許可申請書の写しです。27ページに転用計画が記載されており、一般個人住宅、その他駐車場等と合計し転用面積が330㎡となります。28ページが事業計画書です。土地の選定理由、事業の目的及び必要性の記載があります。今回土地の選定理由として、親族所有の農地ではない土地や近隣の売られている土地で建物を新築することを検討しましたが条件に合う土地はなかったということで、今回の申請地を転用したいという理由となっております。また今住んでいるアパートは手詰まりとなっているので、新しく住宅を建設したいという必要性の記載があります。給排水計画については、町水道より給水、生活排水等は合併浄化槽を設置して、水路へ排水、雨水は自然浸透式とし、それ以上は水路に排水する計画となっています。被害防除計画については、申請者が責任もって対応

するとのことが記載されております。資金計画については、記載の通りです。借入金についての資料については事務局で記載の通り間違えないことを確認しております。29 ページに航空写真上の位置図です。先程の 4 条の隣接地となっております。30 ページが配置図、及び給排水計画図です。矢印の方向は給排水の方向です。31 ページから 33 ページに平面、立面図、34 ページが現地立会時の写真、一番上の写真に住宅が映っていますが、この住宅は先程の 4 条転用の申請地です。そのすぐ隣は今回 5 条転用の申請地となっております。35 ページが確認書です。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の時松浩一郎委員から報告をお願いします。

7 番 この案件については、12 月 4 日に私と河津推進委員、松本推進委員、事務局で現地を確認しました。

現地は、先ほどの農地法第 4 条案件の隣接地に位置していました。住宅などへの転用は、必要最低限の面積でおこなうとのことで、やむおえない転用と思われれます。この転用により周辺の営農には支障はないと思われれます。以上で報告を終わります。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

(意見・質問なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第 3 号番号 1 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員挙手ですので、議案第 3 号番号 1 は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 日程第 6 議案第 3 号番号 2 の「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 同じく、議案書の3ページです。議案第3号 番号2です。農地の所在は、大字北里字〇〇の一部の1筆です。地目は、登記簿、現況共に畑。転用面積は、合計6,676㎡となります。権利区分は使用貸借、申請人は記載の通りです。転用目的は、仮設事務所及び資材置き場です。今回備考欄に書いた通り、一時転用ということで、3年間の一時転用の目的とした許可申請となっております。詳細は、タブレット端末の資料1をご覧ください。36ページが許可申請書の写しです。中段の3転用計画に施設の概要等の記載がされており、仮設事務所等が491㎡、駐車場が807.5㎡、資材置き場3,315㎡、その他面積と合計し転用面積が6,676㎡となります。37ページから38ページが事業計画書です。土地の選定理由、事業の目的及び必要性、計画概要の記載があります。今回、一時転用期間の延長を目的とした申請になっております。給排水計画については、記載の通りです。38ページに被害防除計画について記載があります。申請者が責任もって対応するとのことが記載されております。資金計画については、3年後に発生する撤去費用が出てくる予定ですので、その撤去費用と自己資金がそれ以上あることは確認しております。39ページに理由書の添付があります。本来であれば今年の10月までに農地への復旧工事を完了させる計画でしたが、発電事業の拡大をおこなう計画となった為、農地への復旧は一旦中止し、新たな事業計画として3年間の一時転用申請を今回おこなうことになったとのことです。40ページに航空写真上の位置図です。41ページが配置図、42ページが給排水計画図です。43ページから45ページに仮設事務所の平面図、立面図、46ページが資材置き場の詳細図。47ページが今回の申請地から新たな掘削事業を場所までの距離と位置関係の航空写真です。48ページが現地確認の写真、今回は一時転用の延長のことで担当地区の委員さんの現地確認をお願いしておりません。事務局が現況の写真を撮ってきました。写真の通り前回から申請された資材置き場として現在も残っております。仮設事務所は、一段撤去されています。49ページが確認書の写しです。説明は以上です。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

5 番 第1発電所から近いですか。

係 長 47ページの航空写真を見ると第2発電所予定地の左斜め上です。

議 長 それでは採決いたします。議案第3号番号2について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員挙手ですので、議案第3号番号2は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 日程第7 議案第4号番号1「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について(所有権移転)」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の5ページになります。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和6年12月10日提出。小国町農業委員会会長石松雄平代読です。

議案第4号 番号1です。農地の所在は、大字上田字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の4筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。面積は、4,435㎡です。所有権を移転する者、移転を受ける者は記載の通りです。利用目的は、田、その下段に売買価格の記載があります。詳細は、タブレット端末の資料1になります。50ページが農用地利用集積計画書の写しです。51ページに航空写真上の位置図です。今回の申請地が4箇所あります。この議題については、農業公社の事業を利用した所有権移転になります。事業の流れとしましては、今回、審議上問題なく同意が得られれば、農業公社から買い手への名義に変更事務をおこない、所有権移転が完了する流れになります。説明は以上です。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

1 番 この案件は前にも出ましたか。

係 長 この案件につきましては、3ヶ月前に同じ地番が出ております。その時は、所有者から農業公社が買い受けるような議案になっております。今回は、公社から耕作者の方に所有権を移転するものです。

議 長 それでは採決いたします。議案第4号番号1について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員挙手ですので、議案第4号番号1の原案について同意することを決定します。

議 長 日程第8 議案第5号番号1から番号2「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について（利用権貸借）」を議題に供します。この議題に関しましては、当事者である〇〇委員には、一時退室をお願いいたします。

(〇〇委員 退室)

議 長 それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の6ページになります。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和6年12月10日提出。小国町農業委員会会長石松雄平代読です。

議案第5号 番号1です。利用権を設定する農地の所在は、大字西里字〇〇、〇〇、〇〇、字〇〇、〇〇の5筆です。地目は、登記簿、現況、5筆共に田。合計面積は、3,614㎡です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻、期間は8年の賃貸借です。賃借料は記載の通りです。

次に番号2です。農地の所在は、大字西里字〇〇、〇〇、〇〇、字〇〇の4筆です。地目は、登記簿、現況、4筆共に田。計面積は、6,303㎡です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻、期間は10年の賃貸借です。賃借料は記載の通りです。説明は以上です。

議長 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長 長 それでは、採決いたします。議案第5号番号1から番号2の原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長 長 全員賛成ですので、議案第5号番号1から番号2の原案について同意することを決定します。

決定後波多野が〇〇委員を呼びに行く。

(〇〇委員 入場)

議長 長 次に議案第5号番号3から番号20「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について(利用権貸借)」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書7ページです。議案第5号番号3です。利用権を設定する農地の所在は、大字上田字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況共に田。面積は、1,295㎡です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻、期間は10年の賃貸借です。賃借料は記載の通りです。

番号4です。農地の所在は、大字宮原字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況共に田

面積は、4,638 m²です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻など、期間は5年の使用貸借です。賃借料は使用貸借のため無償です。

番号5です。農地の所在は、大字宮原字〇〇、〇〇の2筆です。地目は、登記簿、現況、2筆共に田。面積は、1,551 m²です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、大豆など、期間は5年の使用貸借です。次に議案書8ページです。

番号6です。農地の所在は、大字宮原字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況共に田。面積は、1,800 m²です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、大豆など、期間は5年の使用貸借です。

番号7です。農地の所在は、大字北里字〇〇、字〇〇、〇〇の3筆です。地目は、登記簿、現況、3筆共に田。面積は、5,408 m²です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、大豆など、期間は5年の使用貸借です。

番号8です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇、字〇〇、〇〇、〇〇、続きは9ページになります。字〇〇、字〇〇の6筆です。地目は、登記簿、現況、6筆共に田。面積は、4,215.7 m²です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、大豆など、期間は5年の使用貸借です。

番号9です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇、〇〇、字〇〇の3筆です。地目は、登記簿、現況、3筆共に田。面積は、5,660 m²です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、大豆など、期間は5年の使用貸借です。

番号10です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇、〇〇、字〇〇、〇〇、続きは10ページになります。字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の8筆です。地目は、登記簿、現況、7筆が田、1筆が畑です。面積は、3,368 m²です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、大豆など、期間は5年の使用貸借です。

番号11です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況共に田。面積は、1,193 m²です。内容は再設

定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、大豆など、期間は5年の使用貸借です。議案書の11ページになります。

番号12です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況共に田。面積は、783㎡です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、大豆など、期間は5年の使用貸借です。

番号13です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況共に田。面積は、1,355㎡です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、大豆など、期間は5年の使用貸借です。

番号14です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、続きは12ページになります。字〇〇の5筆です。地目は、登記簿、現況、5筆共に田です。面積は、6,358.61㎡です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、大豆など、期間は5年の使用貸借です。

番号15です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇、〇〇、の2筆です。地目は、登記簿、現況、2筆共に田。面積は、2,502㎡です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、大豆など、期間は5年の使用貸借です。

番号16です。議案書の訂正をお願いします。番号16の〇〇の現況地目畑と記載してある箇所を田に修正をお願いします。農地の所在は、大字黒淵字〇〇、〇〇、の2筆です。地目は、登記簿、現況、2筆共に田。面積は、1,552㎡です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、大豆など、期間は5年の使用貸借です。議案書の13ページです。

番号17です。農地の所在は、大字北里字〇〇、字〇〇、〇〇、〇〇の4筆です。地目は、登記簿、現況、4筆共に田。面積は、5,966㎡です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻、期間は5年の貸貸借です。賃借料は記載の通りです。

番号18です。農地の所在は、大字北里字〇〇、〇〇、〇〇の3筆です。地目は、登記簿、現況、3筆共に田。面積は、1,909㎡です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定

を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻、期間は5年の賃貸借です。賃借料は記載の通りです。議案書の14ページです。

番号19です。農地の所在は大字黒淵字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、字〇〇、〇〇、〇〇、続きは15ページになります。字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の23筆です。地目は、登記簿、現況、23筆共に田です。面積は、12,448㎡です。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、とうもろこしなど、期間は10年の使用貸借です。続いて議案書の16ページです。

番号20です。農地の所在は、大字西里字〇〇、〇〇、字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の16筆です。地目は、登記簿、現況、9筆が田、7筆が畑です。面積は、合計で24,029㎡です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻、飼料作物など、期間は10年の使用貸借です。番号20については、農業者年金の経営移譲案件となっております。説明は以上です

- 議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 1 番 〇〇は、〇haの面積を借りていますが、管理できていますか。
- 係 長 毎年、〇〇には農地の利用状況報告を出していただいております。全体的には問題なく耕作されているような状況です。
- 6 番 経営面積についてですが、今回の議案の面積は、利用権設定後の面積ですか。
- 係 長 現状の経営面積です。なので新規案件は含まれていないということです。再設定の分は、含んだ状態の面積です。
- 6 番 それでは、〇〇は現在全部で〇〇という面積でいいですか。

係 長 その通りです。登記簿上の面積で行くと、〇〇の面積となります。

議 長 それでは、採決いたします。議案第5号番号3から番号20の原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第5号番号3から番号20の原案について同意することを決定します。

議 長 以上をもちまして、小国町農業委員会第12回総会を閉会致します。

令和6年第12回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

1 番

4 番